

厚生常任委員会

平成18年6月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士

○里川宜志子

浅井 正八

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	阪野 輝男

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 木田委員、里川委員

委員長

おはようございます。委員の皆様、理事者の皆様、ご苦労さまでございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木田委員、里川委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第40号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

植村健康推進課長

健康推進
課長

それでは、議案第40号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。

まず議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

健康推進
課長

それでは一番末尾の要旨を持って説明をさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

健康推進課長 簡単ではございますが、以上で斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。(1)議案第40号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第40号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第42号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長

健康推進課長 議案第42号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

健康推進課長 それでは補正の内容についてご説明します。

平成18年度の医療制度改革に関連して、国民健康保険の給付に係る電算システムを変更する必要があり、システム改修の経費を計上するも

のであります。この医療制度改革につきましては、その関連法案が平成18年6月14日に国会を通過し、成立を致したところでございます。なお、この中には後期高齢者医療制度の創設も含まれておりますが、これにつきましては、後程ご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは予算書の4頁をお開き下さい。まず歳入であります。

第7款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、第2節、職員給与費等繰入金、105万円の増額でございます。

次に5頁でございます。歳出です。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、第13節、委託料ということで、105万円の増額でございます。

それでは1頁にお戻りください。朗読いたします。

(予算書朗読)

健康推進 以上で、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
課長 2号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原
案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これに関しましてはね、国が制度を変えてきて、システム、その制度、
国から変えられて、地方としてはありがたくもない制度の改正だと思う
んですが、その制度の改正にシステム変更する105万円、これももう
国からの補助もなく斑鳩町の一般会計で見なければならぬという理
不尽な問題だと前回、私も申し上げて来たわけですけれども、このただ
今、補正105万円として議案として上げて来られてる内容ですね、こ
のシステム改正の具体的な内容というんですか。いつからどれだけの部
分で変わる分について105万円となるのか。そして更にまだ今後シス
テム改修の必要性についてですね、どういう風に考えておられるのか、
その辺の所、もう国会の方で可決、成立しておりますのでね、その事に

ついて今わかる範囲で、もう少し、成立してるもんですから、具体的に説明を受けることができるのであれば、受けたいなという風に思っています。

健康推進
課長

先般、成立致しました医療改革制度関連法案の中で、この10月1日から施行されるものにつきましての電算システムの内容の変更であります。主な内容としましては、一定所得者以上の一部負担金、自己負担金が前期高齢者なんですけれども、2割から3割に引き上がるということ、或いは自己負担限度額、いわゆる高額な限度額ですね、自己負担限度額についても、一定所得者以上につきましては、72,300円から80,100円に引き上がること、或いは低所得者の所得区分判定に際しての公的年金の控除額が引き上がる事など、その様な事などにつきまして、現在使っているシステムですね、所得や給付判定の基礎となる自己負担限度額や受給者証への表記方法、或いは入力や照会画面、国保連合会への提供データの変更など、そういうものについてのシステムを変更するという事でございます。なお、先程もおっしゃいましたし、前の委員会でも委員の方から意見おっしゃってたと思うんですけれども、いわゆるこれの費用について、現在は費用については直接国などから負担があるという風には聞いておりません。ただ国保の方ではないんですけれども、後程、老健システムの方でもご説明申し上げますけれども、老健の方では前回の平成14年の10月の大幅改正の時には、国から補助金が出たということがございまして、県の説明会においては、それと同様に国が制度改正したものであるから国が補助金を出す可能性はあるという説明は受けております。したがって、全く、国からの補助金が全くないというような状況ではないという、まだそんなレベルですけれども、そういう説明は聞いてるところでございます。

里川委員

私、一気に言うたからあれやったんですけど、今、10月1日からの分について変更するシステム105万円上げて頂きましたけど、今後、まだ更に今回成立した医療制度改革するというこの法案に基づけば、更

にシステムの変更というのとは続いてやっていかなければならない部分
というのとは国保においては無いのでしょうか。

健康推進課長 国民健康保険の方では、前期高齢者70歳以上の方の自己負担割合が
現在1割、70歳から75歳の国民健康保険の加入者の方の一部負担金は
現在1割となっておりますけれども、平成20年度にこれが2割引き
上がるということが今後、国民健康保険の方では、今回の法律で規定さ
れております。

また、子供さんの自己負担金でありますけれども、現在3歳未満の子
供に対しては2割負担であるところが、今度は小学校入学前まで就学前
までについて2割負担、国保から8割を負担するという風に変わりまし
て、その一部負担金が平成20年度、高齢者と乳幼児について変わると
いう風に聞いております。

里川委員 国保に関する事で言えば、そういう事になるのかなと思います。後で
また医療改革全体についての場面もありますよね。また後程、国保に関
してだけそしたら質問させといていただきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決す
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第42号については当委員会として
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第43号、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補
正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長

健康推進 議案第43号、平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1
課長 号）についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

健康推進 それでは補正の内容についてご説明申し上げます。平成17年度の本
課長 特別会計の収支におきまして、医療諸費に係る支払基金交付金、国庫負
担金、県負担金の超過交付を受けたことによりまして、これら超過分を
18年度予算において償還するために補正をお願いするものでありま
す。また、平成18年度の医療制度改革に関連して、老人保健制度の給
付に係る電算システムを変更する必要があるとして、システム改修の経
費を計上するものでございます。

それでは予算書の4ページをお開き下さい。まず歳入でございませ

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第2
節事務費分繰入金、84万円の増額でございませ

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金2,61
0万7千円の増額でございませ

次に5頁、歳出であります。第1款総務費、第1項総務管理費、第1
目一般管理費、第13節委託料84万円の増額であります。老人保健シ
ステムの変更委託料がございませ

第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金、第23節償還金利息
及び割引料2,610万7千円の増額です。1ページにお戻りください。
朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

健康推進 以上で平成18年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）につ
課長 いての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご
承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 これにつきましても、今回補正で上げられている84万円について、先程、国の補助金についての説明は受けておりますけれども、この84万円で改修をしようとする具体的な内容について、これもお聞きしておきたいという風に思います。

健康推進課長 具体的な内容につきましては、先程の国保の時と同じ様な内容でございます。老人保健対象者の一定以上所得者の自己負担割合が2割から3割に引き上がる事、それから低所得者の所得区分の判定に対しての法的年金控除等の引き上げ等につきまして、現在使用しているシステムの計算或いは画面の表示、国保連合会へのデータの処理等について、電算システムの変更をするものでございます。

里川委員 今回は84万円位でシステムの改修するけれども、要するに平成20年4月、2008年の4月からの分については、その前年度中にかなり大幅にまたシステムをさわらなければならなくなるんだろうなど、これ位の金額ではすまないのかなという風には私も思っているところです。

私自身はこの医療制度の改革については大変心配をしております、国は大変な事してくれるなど、反対の立場ではありますけれども、先程の国保と同じ様に、ただそれを国で決められたら、地方としては地方の住民の皆様のためにそれを適応するこのシステムのやらなければ仕方がないという事もありますのでね、それについては、あえて、この金額について問題視をするつもりはありませんけれども、でもこの医療制度の改革については、非常に問題点があるという事だけは、今後更に担当課でも色々なケース研究してもらわなあかんという事出て来るだろうと思いますので、その事だけ申し上げときたいと思います。以上で終わります。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第43号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査案件について、(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題と致します。

理事者の報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります、(仮称)総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。

(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、事業認定の協議を現在、県用地対策課と行っておりますが、事業用地の認定が県との協議の中で少し時間がかかることとなりましたことから、事業用地の管理面を考えまして、今期につきましては所有者の方ともご協議させて頂きまして、米を植えて頂くということに致しております。また事業認定につきましては、今後早期取得に向けまして、最大限努力をして参りたいと考えております。また、税務協議につきましても、奈良税務署におきまして今現在、協議をしております。また、農用地区域除外申請も町の農業委員会にも今現在、申請を致しております、現在進めております。また、プロポーザル方式によります設計につきましても、現在その準備を進めております、進めております。18年度には実施設計を行いまして、19年度着工を目指して、今現在取り組んでおります。

今後、事業認定の確定など事業の進捗状況につきましては、厚生常任

委員会にご報告を申し上げ、対応を図って参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画につきましてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 だいたいですね、こういう事業する時に、事業認定を頂く手続きというのはね、通常やったらどの程度かかるというのが普通なのかというのが私よく、自分としても理解が出来てないもんですから、今、県と協議をして頂いてる中で、時間がかかってるということなんですけれどもね、当初の予定からどれだけ食い込んで来ているのかということ、それと一番問題になってるのは何なんか、それは間もなくクリア出来るものなのか、その辺、もう一度ちょっと確認をさせて頂きたいなという風に思います。

福祉課長 事業認定につきましては、当初、4月に県の方に申請等を行ない、協議等を現在行っておりまして、3ヶ月、6月中には事業認定を頂けるという形で当初考えておりました。今現在、事業認定で時間等がかかっておりますのは、事業用地の区画につきまして、調整が、今、県との調整が得られず、今現在、県の指導も得る中で町の考え方を申し上げまして、その事業認定の区域の整備を致しており、その協議を得る中でまた積極的に町としては進めて行くということも話させて頂きまして、事業認定の早期取得に向けて、取り組んでいるところでございます。

委員長 他ございませんか。

木田委員 その設計というんですかな、そのプロポーザル方式とか言うてよく言うてはるけどその方式というのはどんなものかはっきりと理解できへんねけど、それを教えていただきたいのとですね、その事業用地の区画に

ついて県の理解が得られないという事をおっしゃってますねけども、一角残る所がありますわな、そこらの話がスムーズに行っていないよってそういう事になんのかなと思うねけども、そんなん関係ないかどうかそらわからんねけども、何かその間に挟まった一角がそういう、普通やったら3ヶ月でだいたい事業認可下りるいうのに、それがまだそこまで行かないということは、何かそんなん引掛かんのかなという風に思えんねけども、それは全く関係ないのかどうか、その二点について教えて頂きたいと思います。

助 役

まず一点目の、先程里川さんおっしゃいました、事業認定というのはだいたい何ヶ月ぐらいかかるのかという事ですけども、これはあくまでも事業用地のエリアの取り方によって、一月以内でもできるし、今現在、(仮称)総合福祉会館の場合については、そのエリアがね、非常にこう決めるのが県と町との違いがあると、これは先程、木田さんがおっしゃったあの部分なんです。我々は用地を今まで交渉していく中には、なかなかその承諾を得られないということから、あの部分を省いて事業認定したわけですね。県はこの事業認定というのは収用をかけるために事業認定するというような考え持っておるわけです。そうしたらいつか買えると。しかし売ってくれないと。いうことで平行線をたどっていると、こういう事でなかなか話が纏まらないわけです。色々私も行く中で、それならば県はどないせいと、指導してほしいとこう言うてるわけです。ところがなかなかそれもしてくれない、いうことの難しさ。県もね、非常に頭を痛めとるんですよ、現在。町はこうしてお願いしている。県はそれに対してスムーズに収用委員会にかけたらいけんのかどうかという頭を痛めてるから、今度22日に私が行って、一応最終的にエリアの取り方についても協議しようということを考えてます。その状況によってはどうなるかということが、我々としてもその時に話したいなということ考えてます。それと先程言われた、プロポーザル方式による設計協議なんですけれども、この庁舎そしていかるがホール、これは設計コンペと言いましてね、設計協議をして、そして例えば5社を指名してそ

の5社がこういう形でパーツを出してこういう形の建物を建てるとそれを以って、5人やったら5人の審査委員の方がどの建物をですね、一番製品がいいかという事で研究するわけですね。このプロポーザル方式は、全然そういうのじゃなしに、いつもこう説明してるんですけども、まずね、指名を致します。どちらにせよ。けどもその指名した業者はその会社ですね、例えば（仮称）総合福祉会館の取り組みについて、提出してくるわけです。それを、うちは審査委員を決めますから、まだ決まっておりますけども、その審査委員がこの会社はなかなか一生懸命やるとこここの会社が一番適切やと、いうことでその会社を決めるわけですね。そうすればAという会社が決めれば、それから始まるわけです。白紙の中でプロポーザルしますから、会社が決めれば会社はあくまでもどうしていくかというのは二段階として我々に対して示していくと、それはええやどうやということが我々が決めていく、その中には審査委員会も入らなんわけやしね、今色々町ですね判断によってどうしよかああしよかという事ですねそれに協議しながら一つの製品を作っていく、こういう事やから、設計協議ではねもう決まったもんはそれ以上変更できない、中身は変えられるけれども、建物そのものは変えられないわけです。プロポーザル方式の場合はこれは初めから何もその建物のパーツもございませんから、そういうなもんは初めから一から建物についてもですね、町が中へ入って、住民が中へ入ってですね、こういう建物にせいという事を言えるわけでね、それが、設計者がどうしていくかという事を今度は随時ですね決まって行くと、こういう事がプロポーザル方式による設計業務と、こういう事になってますので、ちょっとここまでやってきた設計協議、設計コンペと少し違っていると、こういう状態です。簡単に言えば、プロポーザル方式は会社決めると、ところが今まで行ってきた設計協議は製品を決めると、こういう事で理解してもらったらどうかとこのように思います。

木田委員　それとですね、今、助役さん言わはってんけど、その審査委員を決めるという事なんですけれども、それはどういう人がその審査委員になら

れんのかということですね。それとわし一番危惧しとったんはその総合福祉会館の一部残ったとこの何が収用法というんですか、それがどうのこうのと言うてはるけど、何かそれが足引張るような感じがしてならないんやけども、18年度中にそれも解決するという様なこと言うてはるから、それ信じなしゃーないんやけども、それで中座というんか、そういう事は絶対にないと信じてよろしいんですかな。

助 役

今さっき申し上げました、ちょうど中の鍵型の部分が、なかなか用地交渉に応じてくれない、これははっきり言いましてね、これが駄目なんですよ。はっきり言って。18年度、19年度、それ以上交渉しても私はほとんど無理だこの様に思います。また、町といたしてもあの様な広い土地もですね、あまり必要ないと判断しておりますし。そういう事で、我々は県との協議の中でですね、当初の形で行くように努力しますものの、若干形態を変えて事業認定をとるという事にしていくのが一番ベターな方向じゃないかなと今、そう思ってるわけです。プロポーザルの審査委員なんですけどね、これも町長おっしゃってますように、まだ決まってないんです。だいたい他の市町村ではやはりその専門の方を一応委員に、全てやなしに、町長も議長も入るかもわかりませんが、そういうの方が委員として参加していくと。県においてはね、これはもう部長級、次長級も入ってるという事で、県は部長、次長は専門家ですからね、ただし大きな事業になればこれはまた専門家が入ってくると、この様に思いますので、まだその委員はどの委員に決めてるかということは考えておりません、まだ。随時これから考えていきたいとこの様に思います。委員が町の方で模索したならばですね、これは委員会にも当然お諮りしてですね、了承を得る中で、委員会を設置したいとこの様に思っています。

木田委員

それとまあまだ委員も決まってないということなんですけども、人数的には何人ぐらい考えてはんのかな。

助 役 決まっておきませんのでね、人数何人にするかということはまだ決ま
ってないんですけどもね、けど大勢な人数ではないという、10人も2
0人もという事ではないと、この様にご理解願いたいと、この様に思い
ます。

委員長 それでは、私から一つ。プロポーザル方式ということですが、今も内
容についてご説明ありましたけども、以前から6月末ぐらいにだいたい
纏めて7月、8月でその細かい事で示していくと、その辺で纏まってい
くだろうという事ですが、その時期的な事については今のところ変更ご
ざいませんか。

助 役 事業の年度というのは、今のところは、当初、町長が言っておられます
ように、19年度、20年度という事には変わっておりません。ただ、
委員会にも報告させて頂いてるように、プロポーザル方式は6月中にや
っていくという様なことについては遅れてると、こういう事がございます
ので、全体的な事業計画については現在のところ、当初計画に変わり
はないということをご理解願いたいと思います。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け了承したという事で終了します。
次に、各課報告事項について、(1)議案第41号、平成18年度斑
鳩町一般会計補正予算(第1号)についての内、当委員会所管に属する
ものについて、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長

福祉課長 議案第41号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)につ
いて、住民生活部所管に係ります補正予算の内容について、ご説明致し

ます。

補正内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明いたしておりますとおりでございますが、一般会計補正予算書の予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書によりましてご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。6ページをお開きいただきたいと思います。

第15款、県支出金、第2項、県補助金、第2目、民生費県補助金、第3節、障害福祉費補助金で心身障害者通所援護事業費補助金と致しまして、35万5千円の増額補正であります。

これにつきましては、後程説明致します、障害者通所施設「虹の家」への運営支援71万円の2分の1の35万5千円が県からの補助金となるため、増額補正をお願いするものです。

次に、歳出についてであります。8ページをお開きいただきたいと思います。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、第1目、社会福祉総務費、第28節、繰出金では、国民健康保険事業への支援と致しまして、105万円の増額補正であります。

これは、先に説明のありました国民健康保険事業特別会計補正予算で説明がありましたように、国民健康保険事業特別会計への一般会計からの繰出金の補正をお願いするものであります。

次に、第3目、老人福祉費、第28節、繰出金では、老人保健への支援と致しまして、84万円の増額補正であります。

これにつきましても、先に説明がありました老人保健特別会計補正予算の説明の中でありましたように、老人保健特別会計への一般会計からの繰出金の補正をお願いするものであります。

次に、第11目、障害福祉費、第1節、報酬及び第13節、委託料では、障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画の策定を行いますために、障害者福祉計画推進協議会の開催を1回増とするための委員報酬7万5千円と委託料としまして、障害福祉計画策定業務委託料150万円

の増額補正をお願いするものであります。

また、第19節、負担金補助及び交付金では、障害者通所施設「虹の家」への通所生が4月1日から1名の増員となりましたことから、「虹の家」に対する運営補助金71万の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが一般会計補正予算の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 障害福祉費に関してなんですけれども、以前からですね、障害者基本法に基づく基本的な障害者福祉計画を斑鳩町は持っていますけれども、今般、障害者自立支援法に基づいての事業量を盛り込んだ計画を作らなければならないと、今年度中にね、そういう事になりましたのでね、こういう風に補正予算出て来てるのは理解をしているところですが、以前からね、元々あった基本的な計画と事業量を中心とした計画では、委員さんについて、同じ委員さんでその計画の対応できるのかと、いうことをずっと申し上げて来たと思うんですが、この際です、きちっとこういう風にコンサルへの委託料まで出て来てますので、今後のこの推進協議会の委員の人数、開催予定、そして計画の策定の目安ですね、ぎりぎりになんのかどうなんかちょっと心配はしてるんですけど、年度中ということですけどね。それら今現在、担当課で計画されているものをはっきり具体的にもう少しお示し頂きたいと思います。

福祉課長 今ご質問頂きました、障害者福祉計画推進協議会の委員の構成についてでございますが、前回でも私答弁させて頂きましたように、障害者福祉計画の策定に見合いました専門的な方も現在の協議会のメンバーさんに加えまして、考慮、今検討しているところでございます。協議会の開催の予定でございますが、今回補正予算で1回増をお願い致しまして、計3回の開催を予定をしております。まず7月には第1回目の策定

協議会を、7月中には1回目の策定協議会を開かせて頂きまして、その趣旨説明等を行ないまして、委員さんにご協力をお願いし、推進協議会の役割等をお話させて頂きまして、計画の推進について進めて参りたいという風に考えております。

里川委員　　今の課長の説明であれば、専門家を更に加えるという言い方だったと思うんですが、現在の推進協議会の委員数、そして今後の自立支援法に基づく計画を策定していくために開催していく推進協議会ですね、これで人数の方はどういう風になるのでしょうか。

福祉課長　　すいません。説明ちょっと足りませんで申し訳ございません。
委員の人数でございますが、協議会の設置条例につきまして、9人以内という形になっております。現在9人の、昨年計画を作りました時には9人の委員さんでやって頂きました。考えまして9人の委員でお願いしたいという風に考えてます。委員の構成につきまして、その構成メンバーにつきまして、今申しましたように専門的な方も必要であるという事を考えておりますので、その9名の中で構成を考えまして、お願いしたいという風に考えております。

里川委員　　それで7月中に1回目を開催しながら、3月ぎりぎりになってしまうのかなという風に思うんですけれども、この計画の策定状況などについては、やはりその後7月に1回開催された後、3月までですね、当然9月、12月など議会もございしますが、最終的に議会の方にどんな風にご相談いただけるのか、相談というよりはもう計画が出来てしまってから3月議会などにもこういう風に出来ましたという風に示されてしまうのか、その辺の様にお考えになられてるのかお尋ねしときたいと思っております。

福祉課長　　その策定の進捗状況につきましては、7月に第1回目を開きまして、進めていくわけですが、まず、調査等にかなり時間等がかかってくると

思います。その辺進捗状況につきましては、今はっきりいつ頃という形では申し上げられませんが、だいたい12月頃までにはその調査等を終えまして、サービス運用等の把握をして参りたいと、その後3月までにはその計画等の策定にかかって参りたいという風に考えております。

現在また、近隣の町村にもその進捗状況等も確認致しまして、町としてどうしたら一番いいかという方法も今検討しておりますので、その状況等をまた委員会等でもまたご質問があるかと思いますが、その中で説明させて頂く事になろうかという風に思います。

里川委員 この間、計画策定までに議会の方も何度もあります。委員会も開催されると思いますので、進捗状況については、極力、委員会の方にお示しを願いたいということ要望させて頂いときたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第41号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。本件については、当委員会としてこれを了承することに致します。

次に(2)後期高齢者医療制度について、理事者の報告を求めます。
植村健康推進課長。

健康推進 後期高齢者医療制度についてご報告申し上げます。去る平成18年6

課長

月14日、医療制度改革の関連法が国会において可決され、成立いたしました。この中で75歳以上の高齢者が加入する新たな医療給付の制度が創設されることになりました。先の一般質問でもございましたが、法律の成立を受けまして、改めてご報告を申し上げたいと思います。一般質問に対する回答と重複する点がございますが、ご了承お願い致します。

それでは資料1に沿いましてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度、ここで言います、後期高齢者と言いますのは75歳以上の高齢者の事を指します。

まず、制度の概要についてでございます。現行の老人保健制度を廃止して、原則として75歳以上の高齢者が加入する新たな医療給付の仕組み、医療保健、いわゆる健康保健から独立した制度を創設することとなりました。

まず、根拠法律ですが、老人保健法を改称致しまして、高齢者の医療の確保に関する法律という名称になってます。この法律が根拠法律です。

次に実施者、この制度を実際に運用する者ですけれども、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合と法律で定められております。但し、保険料の徴収その他政令で定める事務は市町村で行なうということになっております。

加入者でございます。まず、75歳以上の方。それと65歳以上75歳未満であって、政令で定める障害の状態にある方。これは現行の老人保健制度と同じになる予定でございます。政令で定める障害の状態と言いますのは、身体障害者と言いますと概ね1級から3級まで、身体障害者手帳の1級から3級までと、4級の一部、或いは知的障害者の方と言いますと、療育手帳のAに該当する方でございます。この制度はこれまで老人保健制度と言いますのは、高齢者であってもそれぞれの健康保険、国民健康保険でありますとか政府管掌健康保険、共済組合など、それぞれの健康保険に加入はしてるんですけれども、実際、医療機関で医療を受けた際の給付は健康保険からではなく老人保健制度という別の

制度から給付をされておったという仕組みでしたが、今回からは高齢者75歳以上の方だけが入る、独立した医療制度という事になります。名称の中では保険という名前は、名詞は使っておりませんが、事実上75歳以上だけの方の健康保険という風に考えていただいても差し支えないものと思っております。この制度で医療を受けた場合の自己負担、一部負担金、(4)一部負担金とありますが、これは原則として1割、1割をご負担願います。ただし、一定以上の所得がある方は3割負担していただくという事です。これも現行の老人保健制度の1割負担をそのまま継承していくものであります。現行老人保健制度は、一定以上所得の方は2割ですけれども、この10月以降は3割になるという事になりますので、制度が変わるときには老人保健と同じ負担割合というところでございます。

次に(5)診療報酬です。今の段階では診療報酬、医療にかかる単価を定めるものでございますけれども、厚生労働大臣が中央社会保険医療審議会の意見を聴いて定めるとなっておりますけれども、国の説明によりますと、後期高齢者の特性に応じた診療報酬体系を作るという風なことで、現行の医療保険の診療報酬とは若干変更していく考えを持っておられるという事でありまして。これは今後決まっていくものと考えております。(6)この医療制度の財源についてであります。自己負担がまず1割ありますので、9割がこの制度が負担する金額という事になります。その9割分、医療等に対しこの制度が負担する費用、これについて、原則として加入者、国、県、市町村、医療保険が下記の表の割合で負担するという事になっております。大きく言いますと上二つが加入者の保険料、これは75歳以上の方の保険料と医療保険、75歳未満の方の健康保険からの支援という事で、これが全体の2分の1。残りの2分の1がいわゆる公費でございまして。国の負担金交付金、県の負担金、町の一般会計からの負担金という事です。公費負担金2分の1というのは現行の老人保健制度と同様でございまして。もうちょっと具体的に言いますと、加入者の保険料は全体の10分の1、1割という事になります。医療保険からの支援は全体の10分の4、40パーセントです。国、県、

町についてはそれぞれ12分の4、12分の1、12分の1といった割合です。これも現行の老人保健制度、現行のと言うか平成18年10月以降の老人保健制度の負担割合と同じという事でございます。従いまして、新たな医療制度を作るとは言うものの、内容については、ほとんど老人保健制度を継承するような形になっておりまして、大きく変わる点としましては、加入者から保険料をいただくという部分でございます。その保険料なんですけれども、(7)保険料、医療等に対しこの制度が負担する費用の1割分を保険料としてご負担いただくわけですが、2年単位で均衡を保つ財政運営ができるよう、広域連合の条例で保険料率を定めるという事になっております。広域連合は県単位で行いますので、広域連合の区域内というのは県内という事ですが、全て同じ保険料率です。人の所得のあるなしによつての違いはありますけれども、保険料率としては、どこの市町村に住んでても同じ割合という事でございます。この保険料の徴収についてですけれども、市町村が行います。特別徴収、介護保険と同様に年金からの天引きが予定されております。また、年金のない方の場合などは普通徴収で行う、この二方法で行うという事でございます。

裏面をお願いしたいと思います。若干、広域連合に触れさせていただきたいと思つています。広域連合の位置付けでございますが、広域連合は特別地方公共団体の一つでありまして、市町村等の事務で広域にわたつて処理することが適当であると認めるものに関し、地方自治法の規定に基づき設けることができます地方公共団体の組合でございます。よく似た制度で馴染みがあるといつていますのは、一部事務組合、例えば斑鳩町でありますと、休日診療所の組合がこれにあたるものですが、この一部事務組合と似たようなものであります。ただ、大きく違つていますのは、下段に書いてございますように、事務の共同処理だけではなく、国や県の権限・事務を受任することができること、あるいは県に権限・事務を委任するよう要請できること、また広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告できることなどが、一部事務組合とは違つた広域連合の特色であるという風なものでございます。

3. 制度に係る広域連合の設立までのスケジュール、かなり粗いものですが、予定を書かせていただいております。今回の法律、厳密に言いますと健康保険法等の一部を改正する法律でございますが、この法律によりまして、この後期高齢者医療制度にかかる広域連合は平成19年3月までに設置する事となっております。設立の手続きは地方自治法に基づいて行うものでございますが、考えられるスケジュールは下の表に書かせていただいたようになるのではないかなという風に思っております。若干ご説明しますと、19年3月が設立の期限という事でございますから、それから遡ってスケジュールを立てていくと、こういうような状況になるのではないかなという風に思っております。まず18年、今年9月をめどに広域連合設立準備委員会を設置していく、広域連合を設立するための準備委員会を設置するという事でございます。と言いますのは、厚生労働省の方で全国広域連合設立準備委員会事務局長会議がこの9月に予定されておりますので、この辺りまでには設置をしなければならないであろうという風な事でございます。これに基づきまして、県は構成団体ではないんですけれども、県も交えて、市町村による事前の協議を進めていく中で、広域連合の規約案なども作っていくという事でございます。実際には広域連合設立につきましては、市町村議会の議決を得なければなりません。従いまして、スケジュール的に言いますと18年12月議会でこの広域連合設置についての、町議会の議決をお願いする事になろうという風に考えております。ここで、議決をいただけたならば、翌月1月には、正式に市町村の協議で規約を決定し、それをもって奈良県知事の方に設置許可を申請するという事です。概ね設置許可の申請から1ヶ月くらい経ちますと、設置許可が下りるという事でございますので、そこから本格的に動くわけですが、その後広域連合の長や、議会もございまして広域連合の議員の選挙なども行われるという事になります。このように18年度末から19年度初めにかけて、広域連合という組織を確立させていって、実際の後期高齢者の事務の準備というのは、それ以後という事になろうかと思っております。

4. 現行の老人保健制度についてでございますが、平成20年4月1

日をもって廃止ということですが、その時に改正前の老人保健法に基づく対象者につきましては、そのまま後期高齢者医療広域連合の加入者に移行いたします、自動的に移行いたします。また、平成20年4月1日以前の旧の老人保健法に基づく医療等についての費用負担については、旧制度のまま、老人保健制度のままで行うという事になりますので、市町村の老人保健特別会計につきましては、平成20年度以降3年間、特別会計は残すという事になっております。後ろについての説明は、簡単ではございますが、これで終わらせていただきますけれども、法律の成立を受けまして、今後、政令とか省令など詳細がどんどん決まってくるものとは思いますが、町におきましても、本格的な準備にこれから取りかかっていくことになるわけです。この中で、当面の課題は、今ご説明申し上げましたように運営の主体となります広域連合をどういう風に設置していくかという事になろうかと思っております。また、運営が決まりましたら、広域連合が運営主体と言いましても、保険料の徴収事務及び各種申請の窓口でありますとか、相談窓口というのは当然市町村という事でございますので、町としましては、この広域連合と並行しまして、これら町の事務の準備にも取り掛かっていくこととなります。先ほど言いましたように、制度や事務の詳細というのは、これからとなるわけですが、町としましては県とか町村会あるいは近隣市町村とも連絡を図りながら、滞りなく進めてまいりたいと考えておりますので、また本委員会にも制度について、重要な事が決まりました時など、随時報告を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 今、課長が言われたように、まだこれから政省令などがおりてきて、細かいことについてはまだまだ分からない事もたくさんあるという事ですので、今、説明がされた部分からちょっと一つお聞きしたいんですけど、県下の市町村全体での広域連合というのは何かイメージがわかな

くて、今説明を聞いてたところなんですけれども、9月頃には準備委員会を設置しなければならないだろうと、全国の会議に向けてするんだという事なんですけれども、この準備委員会というものを構成する場合ですね、県下の全市町村から代表を送るという事になると、かなりの人数になるだろうけども、この準備委員会というのはどのような構成で立ち上げようというような考え方などは、何か示されているのかどうか、今現在担当課の方がどう掴んでおられるのかというのをお聞きしたいと思います。

健康推進
課長

この後期高齢者医療の法律案というのは前々から出ておまして、市町村で構成する広域連合でやっていくのかなという事は前から分かっておりましたものですから、それに向けましてですね、18年の5月に、この準備委員会の設置に向けた設立検討会というのをですね、県と奈良県市長会、それから奈良県町村会、市長会、町村会の事務局、それから国民健康保険団体連合会の事務局、このメンバーによりまして、まず準備委員会をどうするかという検討会を発足して頂いております。これまで、2回ほど会議をしていただいているという事ですけども、まだ何か決まっているという事ではございません。その中では、まず準備委員会の、準備委員会というのがそのまま、そのままと言うか、それを発展させて広域連合の事務局になるのではないかなとは思っておりますけれども、準備委員会のまず設置場所、どこにするかという事ではありますが、先ほど言いましたように、準備委員会とか事務局の構成をどうするか、それから運営の費用負担をどうするか、あるいは今おっしゃいましたように、職員をどうするかという事をこの検討会の中でまず検討して、準備委員会を立ち上げるという事ですので、今まだ6月、検討会発足して欲しい1ヶ月くらいなんですけれども、概ね7月下旬あたりまでに、設置委員会をどうするかという事をこの検討会で素案を作っておりますね、各市町村に提示をしていくという事で今進んでいるという風に聞いております。

里川委員

私、ここ非常に拘って聞いたのはね、奈良県下にも市町村で、県下の市町村全体での広域連合になりますけど、色々な老人医療に関しまして市町村によって施策の展開ね、いろんな施策の展開あったと思うんです、これまでも。市や町が独自にやってきたいろんな制度とかもあるのではないかなという事の中では、考え方が広域連合の中で統一されてしまうわけですけども、出来るだけこれまで奈良県下の各市町村でいろいろ行われてきた事が、住民のために行われてきたことはいきていてほしいなという思いもありましてね、非常にこの準備委員会でどんな風に、そういう中身についても議論されるんだろうかなということが気になっていたところなんです。今後の推移を、そういう点では見ていきたいという風には考えているところです。それとですね、この高齢者だけにかかわらず、今回の医療制度改革とですね、以前にも私、色々申し上げた経過もあるんですけども、当町が行っている福祉医療制度との関連、ここについても、私、非常にこの医療制度改革に基づいてちゃんと見ていかなあかんという風には思ってるんですが、特に混合診療の範囲を拡大するという事になりますと、保険のきかない部分での治療を行った場合など、どういう風に考えていったらいいのか、ほんとに大変な方々の費用負担が増えるのではないかな。かと言って、町が色々手厚くやろうと思えば、町の会計がしんどくなるというところもあると思いますけどね、福祉医療との関連の中で、今どういう事が考えれるのかという事について、現段階で結構です。私もまだ細かく政省令など、担当ももちろん政省令など、まだおりてきてないという事ですので、私らも色々見たうえで、いろんなこと考えなあかんねんけども、担当としてまずは福祉医療との関係の中で、どう捉えておられるのか、参考に私はお聞きしたいなという風に思います。

健康推進
課長

後期高齢者医療制度ですけども、これは現行の老人保健制度が移行するという事ですので、老人保健制度そのものは法律に基づいた運用が、各市町村なされておりますので、老人保健制度の中で、市町村ごとに特色のある何か、いろんな事やっておられるとかいう事というのは、

ほとんどないと思います。従って、その意味では老人保健制度そのものが県下統一になってもですね、市町村間の町単独事業を調整しやなあかんとかいうような部分については、ほとんどないのではないかという風に思っております。ただ、福祉医療の関係で言いますと、65歳以上の方の重度の心身障害者の医療につきましても、まず老人保険を適用していただいて、1割を負担するわけですがけれども、その1割について費用を助成するという事になっておりますけれども、これが今まで給付が市町村でやっておりましたので、そのあたり、給付と助成というのがすぐに関連付けられたわけですがけれども、今後、給付が広域連合の方に移りますので、その情報というものがスムーズに市町村におりてくるのかどうか、こういう細かい事務の部分では調整を図っていかなければならないという風に思います。その他、医療制度改革について、先ほどおっしゃいました混合診療などの件なんですけれども、もともと福祉医療の考え方そのものが健康保険の一部負担金の負担の軽減を図るという事になっておりますので、今この考えの中では、保険外診療については助成の対象とはなっていないわけでありまして。ただ、今後医療の仕組みというのが今後もどんどん変わっていきますので、それに応じた福祉医療助成制度というものがどうなっていくのかというのが、正直私たちも分からない状況ですが、ただ委員もご承知のように、この制度、県からの補助も受けての制度ですので、やはりある意味、県下統一的にかかっているかなん分もありますし、斑鳩町のように町単独で色々、対象者を拡大したりという部分がありますので、その辺財政面も含めてバランスのとれたところで制度の運用を図っていくしかないという風に考えております。

里川委員 的確に課長の方から答弁をしていただいて、非常に分かりやすく説明をしていただいたんですが、私も後納診療の拡大で受診抑制が働いて、お金のない方がお医者さんにかかれなとかいうようなね、そういう問題が起こったら本当に大変なことになるなという事でね、これからこの医療制度改革の問題の詳細を色々協議していく中では町としてどうい

う姿勢をとらなあかんねやろという事、その辺について担当課の方も実態、これまでの色々、住民さんが医療にかかわってきはった実態なども勘案しながら、今後の福祉医療のあり方については、非常に大きな課題として是非とも位置付けてもっておいただきたい、という風をお願いをしときたいと思います。それともう一点は、気になっている後期高齢者の保険料なんです、これもたぶん詳細がまだおりてきてないのだろうという風には思ってるんですが、以前私何かで読んだ時に、平均して年間7万円位になるのではないかと、月5,800何がしかが平均的なあれになると。そしたら介護保険と合わせて1ヶ月で1万円程度になるだろうというような事も言われてたこともあったんですが、これにつきましてもできるだけ今まだ現在、詳細が出てないだろうと思うんですが、分かり次第、直近の委員会でもまた資料の方お示しいただきまして、私たち担当委員会がこの事を十分理解できるようにしておいていただきたいという事をお願いしときたいと思います。

委員長 資料等分かりましたら、直近の委員会でもまたお知らせいただくようお願いしときます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 質疑等終わりました。

他に理事者の方から報告はございませんか。

福祉課長 福祉課で例年実施しております一日里親会、身体および心身障害者ふれあいの集いの日程につきましてご報告と、議長はじめ厚生常任委員会の皆様をお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず一日里親会でございますが、8月8日(火)、これは日帰りで行います。8月8日の火曜日でございますので、よろしくお願いいたしま

す。次に心身障害者の集いでございます。これは一泊二日で予定しております。7月30日（日）と7月31日（月）、この二日間にかけて実施したいと思っております。7月30日と7月31日の二日間でございます。次に身体障害者の集いでございます。これにつきましては、日帰りで実施いたします。8月31日（木）を予定しております。8月31日の木曜日でございます、議長初め委員の皆様にはよろしく願いをいたします。また敬老会につきましては、今年は9月9日（土）いかるがホールで予定しております。9月9日土曜日でございます。次に愛と輝き夢フェスタでございますが、これは9月16日（土）中央公民館で予定しております。9月16日の土曜日でございます。こちらの方も計画しておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

委員長 この3事業の日程はお聞かせいただきましたけど、場所等はいつ頃決まりますか。

福祉課長 場所等は今現在、業者に見積りをとってる部分でございますので、決まり次第、議長はじめ委員の皆様には当日の日程等につきましてご案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

 日程等決まりましたら、ご案内等を議会の方にまたお願いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 この件について、質問ございませんか。

 （ な し ）

委員長 以上これら各課報告事項について、報告を受け、了承をしたということとで終わります。

 続いて、その他について各委員からの質疑があれば、お受けいたします。

木田委員 焼却場の覚書の更新時期についてですね、前回の覚書によりますと、地元補償の今の、現在の進捗度についてとですね、そして前回は我々委員も地元に入って、その交渉にあたったという何がありますので、今からある程度の何を、委員の皆さん方に考えていただいておりますけれども、いつになるのかですね、その時期とですね、それと大和郡山市では、基本健康審査というんですかね、それが40から64歳までは1,000円の料金が要って、65歳以上は無料という事なんですけれども、斑鳩町の場合、無料でしていただいているのは非常にありがたい事なんですけれども、郡山市でさえやはりそれ位の審査料取らないかんような状況の中です。これが果たしてずっと続けていけるのかどうか、そこら辺がちょっと心配なんですけれども、それについては、これからもずっと続けていけるような状況にあんのかどうか、その二点についてお聞かせ願いたいと思います。

町長 ごみ焼却場の関係は平成14年に第2回目ですか、昭和57年からやりまして2回目の10年撤去を含んでの再交渉が皆さん方のご協力によってできたわけです。今度24年が一応10年という月日でございます。補償等の関係等について、いつも交渉する中では特におっしゃるのは、やっぱりなかなか厳しいなかであるという事で、用地等の関係、あるいはまた補助金の関係、あるいはそういう関係等について色々と交渉するわけでございますけれども、概ねだいたいそういうご要望等については、出来る関係等については積極的にやらせていただいておりますし、また今後ともそういう関係等、覚書等についてできるだけ努力をして参りたい。平成24年の今度の交渉についても、10年撤去を含め再交渉について、出来るだけまた地元との関係がうまくいくような体制を作っていなかつたという事で努力をして参りたいと思います。

今、木田委員おっしゃっていただくように、いま斑鳩町では無料、郡山市では1,000円とかいう関係、これも色々あろうと思います。いまインフルエンザの関係等についても、この関係等については斑鳩町と王寺町が無料でございますけれども、他は1,000円を徴収するとい

う事で、議会の方からも提案があつてですね、三郷の議長からも、あるいはまた生駒郡の議長からもご要望あつて、1,000円でもとつたらどうかという話があつたんですけども、斑鳩町の場合は無料でさせていただくと。現状から考えればそれは受益者負担というのが、当然あつたら有難い話ですけども、特に皆様方のご協力等によりながら斑鳩町の場合は福祉をできるだけ協力的に進めていくという中で、こういう形をとらせていただいています。そういう関係で今続けられる関係等については、しばらくやはりこの無料という関係で、この成人病検診等、続けて参りたいと考え、できるだけ予防医学に繋がるように早く検診をしていただいで、そして病名を早く分かるというか、初期手当という事で行きたいという気持ちが、我々としてはできるだけ経費を切り詰めながら当面の続けられる範囲では、こういう現況を皆様方に知っていただく中で、できるだけ努力をして参りたいと考えております。

木田委員 無料でやっただいておるのは結構なんですけれども、その健康診断の結果によつてですね、斑鳩町の場合は他町に比べてそれだけ病人さんが、早期発見、早期治療という事で国民健康保険の使用料というんですか、それらについても、よそよりはだいぶ少なくて済んでおるといふ、そういう費用対効果の面において、どの位の何が発揮されておるのか、それが分かれば教えていただきたいと思ひます。

町長 これは、必ずしもそれがあつたという事にはないと思ひます。国民健康保険そのものについては、今現在でも3億くらいの赤字でございますから、かなりの厳しさというのはあると思ひます。ただやっぱり予防医学というのは、やっぱりそういう事によつて出来るだけ受診を高めていくという努力をしますけれども、今斑鳩町でも成人病検診等について、まだ40%しかいっておりませんから、出来る限り50%以上に達成していく努力を、色々と健康推進課等によつては公民館あるいは出先の関係等について、成人病検診無料ですからという事で、色々と策を練りながら検診率を高める方法を努力をいたします。我々としてはやっぱ

り検診率が50%、60%になっていく努力をしていきたい。我々とよく一緒ですね、そういう事で早く医者にあたってという事になるんですけども、やっぱり医者に行ったら何か言われたらかなんなど、もう検診受けたら、何か今度精検せいと言われたらちょっと家庭事情でもこんなんえらいこっちゃという事になる可能性もありますから、なかなか医者に行くというのか、行く人は必ずぱっと行かれるんですけども、行かないというのかなかなか積極的に行かない人もあるし、病院行ったらもうわしの体ではとてもいい事も医者は言ってくれないという心配もあると思います。ただ我々としてはやっぱり検診を高めていくという努力を健康推進課もさせていただいて、基本健康審査が受診量高めていくという努力をしながら、そしてそれによってやっぱり、健康推進課によって色々と予防医学をされてますけども、これと必ずしもその年によって国民健康保険がどうかという場合は、やっぱりその時にインフルエンザが流行るとかいろんな事があってですね、その費用が上がってくるという場面もございますから、必ずしもそういう形にならないけども、ある程度やっぱり出来るだけ受診率を高めていただくことによって、予防医学につながっていくという考え方をもっております。いずれにいたしましても、これは難しい問題であると思っておりますけれども、できるだけ医療費が少なくなっていく事になったらいいんですけども、いま国の施策も恐らく年間35兆円もかかる費用を、出来るだけ下げようという事でやってるんですけども、今度は医療費に対する後期高齢者あるいはまた、この間から出てますように、老人に対する町民税の関係等、あるいはそれに対する国民健康保険料あるいはまた老人保険料にかかる、あるいはまた保険料にかわってくるという事がかかってきますから、国の方は施策として決められたらそれでいけますけども、末端の市町村はそういうわけにはいかないんです。必ず窓口では80人ほどやっぱり電話あるいは問い合わせ等ございますから、そういう事について国で決まりましたんという事に、それで終わってしまったらいいけども、我々住んでる住民がもっと町民としては親切にやってもらいたいやないか、とおっしゃったら、出来るだけこうして、極端な例を出したら町民税ゼロの人

がやっぱり今度の法律改正によって、やっぱりかなり払わんなんという事が出てまいります。そうした、やっぱり一気に上がる事について、やっぱり皆さん方非常に不安ですからね、年金も上がっていけばいいですけども、やっぱりスライドで下がっていくというのか、ある程度難しさがありますから、そういう実情を考えていかなかったら大変な事であると思います。ただ、国は金がないから、金がないからと、国や県は簡単に金がないからカットする事は簡単なんです。しかし、我々市町村はそれを受けていかんなんものですから、そしてサービスをしていかんなんと。片一方では税金を払ってるからもっと町民に手厚く我々にしてほしいという気持ち、そのことを職員の窓口で考えたったら、やっぱり職員も非常に苦勞してるんです。そういう事を踏まえながら、できるだけ努力をしながら経費節減をして、あるいはまた我々の関係等についても、できるだけ職員に経費節減をしながらそういう点については、やっぱり努力をしていただくこともさせていただきます。木田委員ご指摘のように、確かにそういう効果が出てくるかという事は、必ずしも反比例するわけがないわけですけども、出来るだけそういう点では基本健康審査をたくさんの方々が受けていただいて、出来るだけ斑鳩町の方々が健康でまた明るい生活を営んでいただける社会環境をつくっていきたいと思っております。

木田委員 地方ではこれだけ一生懸命頑張って、経費節減や何や言うて頑張るのでっせ、やはり県会なんかでも定数削減なんか、今日決まるらしいけどでんな、やっぱり上の方いきやいくほど、無駄とか何かいうのは出てきてんねんけど、社会保険庁なんかでもこの頃毎日2、300人の人が来られて、いろんな事を聞かれてる。昨日かなんかテレビしとったんでは、年金保険料払ってんのに何か払った時と資格を得た時との違いによって、何か裁判になってどうのこうのというようなテレビしてましたけどね、やはりそういう風な何十年も前のことが今になって出てきて、年金もらえるようになって行ったらその時の何が資格だけで保険料払ってなかったという風に言われたって、その証拠になるようなものがない

からね、やっぱりそこらへんのところは役所としてももっときちっとした何をしてもらわないかなと思うねけど、国民年金なんか、社会保険庁に変わりましたわな。だからそれによってでんな、なお厚生年金とかいろいろ何がごっちゃになってもうたら、何かややこしくなってくるように思うねけど、そういう心配がまずあんのと、だんだんと弱者をいじめるというのか、そういう風な施策がどんどん進んでいくように思うよって、もうほんまに弱い人は死ねというような、昨日の朝日新聞の声というのか何かそういうところ見たって、住民税が何か10倍になったとか、そんな事ばっかししか今のそういう欄には載ってないような時世になってきてんねけども、何か社会は景気がよくなった、よくなったと言いつつながらですな、そんなん反対にいろんな物価が上がってんのは、現実には上がってきてるからね、やっぱり弱者の生活をなんとか維持できるような何に、法律とかに決めていただきたいなと思うねけど、我々地方としてもそんなん声あげてもなかなか中央に届かない。そしてもう結局はやはりそういう国また県の議員さんを選んだんが、国民や町民や県民やという事に、もうそれに決めつけられてしもてるような現状ですね、私は非常に残念に思いますねけど、それらについて、理事者は理事者で、上からの押しえつけというのか、それによってやって、それを粛々と実行されておられるように思うねけど、それを何とか出来ないのかなと、私の思いなんですけど、それについてですね、何か感想があったら言っていただきたいなと思いますねけど。

町 長

今おっしゃっていただくように、やっぱり日本というのは昭和60年くらいからバブルというのが非常にきてますから、ある程度そういう点では国も予算というのか、だいたい国が2つほど出来るような予算があったわけなんですけども、それをやっぱりいろんな面で優遇措置をしてきた、そして今になってきたら金がなくなった、という事で一番手っ取り早いのは交付税を、あるいは道路特定財源とかいろんな形で一般会計にまわしていくというような事で国はやってますけど、我々としてはやっぱり一応そういう点では高齢者そのものが、奈良県でも既に60歳から

64歳まで無料化してたわけですね。それがもうやっぱり高齢者が増えてきたからという事で直ちに切ってくる。そして我々の議会も、そしたら一つ頼みますという事で国、県に準じて60歳から64歳の無料をやっぱり有料にしていくという事になりますから、そしたら議会の皆さん方、そんな事おかしいやないかとなりますけども、なかなかそう簡単にいけないのが今の実情で、今奈良市でも出てますように、老春手帳とかあるいはまた循環バスでもとにかく75歳に引上げるんだという事で、1,000円か2,000円でぐるっと廻れますから、一年間で、それを5,000円にしていくという事でやられますように、やっぱりそういう事になってきている実情でございます。それと合わせてやっぱり日本の国というのはやっぱり一番大変なのは、子どもさんが生まれてこないという事を私はやっぱり早く解決していかなかったら、高齢者そのものよりもやっぱりその生まれてくる子ども、次の原資ですね、やっぱり日本の国を担っていただくその子どもさんを養成していかなかったら、我々なんぼこれどう言うたかて、もう団塊の世代が後何年かしたら、1、2年でだいたい退職金がなんぼと言って、銀行が目当てで色々と考えていくようなそんな事のニュースをお伝えしたりするよりも、子どもをどうして生まさすのか、あるいはそういう事の努力を、ただ子育て支援とかそういうものはなんぼでも出てきます。しかし、子育て支援も子どもさんを生んでもらわんと、我々としてはどないもしようないんですから、そういう施策をどうしていくかという事はこれからも大きな課題と思いますし、木田委員おっしゃっていただくように、我々としては恐らく国としては平成22年までで、だいたい17兆円足らんという事で、恐らく今考え方では一部出てますように、3年間で交付税を6兆円カットするという話を巷には出てますけども、まだそれは出したらあかんという事で、一部に言うたところもあるという事で、県も必死でそれに対しては知事会あるいは6団体が積極的に反対運動を起こすという事できてますけども、私はもっとやっぱり6団体自身も力を合わせてですね、やっぱり税源移譲されるなら税源移譲は3兆円は3兆円を取るくらいの気力でですね、なかったら我々は従わないというくらいの根性を出し

てやらんと、とにかく騙されてんとか、いや、こんなんおかしまんねんと、そしたら我々今一番抱えてる問題でも、下水道の問題でも県は既に幹線管渠は整ったから結構ですと言って、県は断ってるわけですか、国に対して。県は幹線管渠終わったからという事でやっていますけども、和歌山県とかあるいは長野県とかまだありますけども、末端の我々の市町村の町村レベルは、まだ下水道は25%か30%しかいってないんですよ、この30%がもう補助金カットになってきたら、我々一生懸命、皆さん方楽しみにですね、うちの地域はいつ来るんだという事で今、やかましいんですわ。そしたらその当初に皆さんに出した図面でも、議員さんの方々にこうして説明したやつも、今やったら俺とこの何年、という事で逆に怒られるような実情が出てくる、やっぱりあここで公共下水も一部供用開始されて、600件も入られたら非常にいいという話聞くよってに、うちも早くして欲しいという方々増えて参りますから、そういう風に町村にとってはまだ25%か30%のところに補助金カットということで、非常に苦しい事をしながら我々としては努力をするんですけども、ある程度の限度があると思います。後期医療の問題についても、結局広域連合というのは、一つの広域連合をしたら必ず統一料金で決まるんです。65,000円が70,000円になったら、そしたら一番反対するのは山添村あたりが一番かわいそうなんです。山添はもう健康を維持するために病人が少ない、病気にかかる人が少ないという事で、結局やっぱりそれに右にならえで65,000円も払っていかなあきませんから、そういう事を考えたらやっぱり広域連合を簡単に考えるという事は、合併を促進していけという事になっていくのではないかなというような事も出て参りましてですね、今その点では、非常に奈良県下ではまだ合併という事が少ない中で非常に悩んでおる実情等もございまして、奈良県の町村会の岡井会長もそういう点では努力をされていますけど、やっぱり我々としてはやっぱり町村あるいは6団体の関係ともっと力を合わせて、できるだけやっぱり交付税の関係等についても、やっぱり厳しいですから、県も厳しかったら末端の町村なおさら厳しいんですから、その事を考えていただかんと、これからなかなかそう

簡単にいかないのではないか。いろんな批判も問題もあると思います。一つは一番やっぱり問題は、来年の4月は統一地方選挙ですから、統一地方選挙もありますし、また11月には知事選挙ありますし、7月には参議院選挙もありますから、この辺の動向を十二分ににらんでいかんと、国民の目あるいはそういうものの厳しさの事を考えていかなかったらなかなか政治というのは、そう簡単には私はいかない。ただもう勢いだけでよっしゃっという事ですね、行政改革あるいは聖域なき構造改革をやったという評価をされても、あと我々残ってる者が果たしてそれが成果としてそのものが全て身につくかと言え、それはなかなか付かないと思いますし、これからやっぱり言いたいところはやっぱり国に対してあるいは県に対してご要望申し上げます。ただ、我々としては仮に手を挙げて言いますと、また斑鳩の町長言うとするという風な判断をされますので、非常に厳しい中、黙ってはる事自身が、この間も助役さん、市町村合併の関係等について行かれても、なかなか手を挙げてくれません。やっぱりそんなんまた必ずそれを報告されますから、どこの町長あるいはまたどこの助役が発言したという事になってきたら、いい事言うてもまあ言うとなのか、またそんな事やろという事で、その事を理解をしていかなかったら、なかなか末端の声を吸い上げたらん、私いつも職員に申し上げるのは、やっぱり相手の立場に立てよと、やっぱり住民が言うて来られたらやっぱりその気持ちを立てたらんと、自分らはもう国、県から決まりましたよってに、はいそれで決まりましたという事じゃなしに、相手は何を役場に申込んで来られるのか、来るという事は非常にやっぱり何かあるから来られるわけですから、その事の気持ちをやっぱり十分考えていかんと、やっぱりせつかくこうして斑鳩町の方々がやっぱり一生懸命働いて、そして斑鳩町の今日まで町を守っていただいたという事を感謝しながら、職員の対応をやっぱり十二分に、住民に対する接遇マナーというものが、やっぱりそういう事も十分心がけてほしいという話を朝礼でもしながら進んでおるんですけど、やっぱりそういう気持ちにならなかつたらなかなか解決していかないと思います。木田委員ご指摘のようにかなりやっぱりこれからますますもっと厳しくな

っていく事かと思えますけども、そういう点について、我々については出来るだけ努力をして参りたいと思います。

委員長 里川委員。

里川委員 今回の件で、検診については、私まだ今の段階で言うつもりなかったんですが、今お話色々出たんで、一点だけ申し上げておきたいなと思うのが、これまで老人保健制度に基づいて市町村がこの健康審査などやっていただいていたんですけども、今回の医療制度改革の中では、各健保組合などの保険者の方にこの検診を義務づけてくるというような内容の変更になってきていると思うんですね。そんな中でやっぱり私はもちろん国民健康保険もありますし、各今度新たに老人の保険立ち上げるという事も、後期高齢者の保険も立ち上がるという事もあるし、そんな中でこの検診の位置付けがどうなっていくのだろうという事は非常に心配をしておった部分なんです。ただ今、木田委員も色々おっしゃられ、町長にそれに対して思いを語っていただいておりますが、今後、国の方からまた詳細が下りてくるかとは思っています。この件については是非ともまたよく斑鳩町の町民の方の健康を守る立場で、斑鳩町としては頑張っていたらという事を思っておりますので、お願いしたいと思いますが、検診については、詳細はまだあまり具体的にはおいてないのかなと思うんですが、どうでしょう。

健康推進課長 医療制度改革の中では委員がおっしゃいましたように、これまで老人保健法でやってた基本健康審査とか保健事業を医療保険者の責務としていくという事が謳われております。ですから当然斑鳩町としては国民健康保険が保険者でありますから、国民健康保険の加入者の保健事業というのは、健康保険事業としてやっていかなければならない、という事です。ただ、問題になりますのは社会保険の扶養家族の方、これは地域保険とか老人保険の考え方であれば、これまで保健センターで実施していた検診を受けておられたわけですけども、医療保険での責務となる

と、当然それは政府干渉健康保険なり、組合健康保険なりがやっていたかなければならない、ただ実際にそのあたりが、企業者保険の方ができるのかどうかというところもありまして、これは確か、一般質問の際にもお答えさせてもらってたと思うんですが、国保連の中に保険者協議会というのを設けておりまして、各保険者から代表が出てきまして、今後の医療制度改革について、どうやっていくのかというような議論も今後されていくものと聞いておりますので、その中で奈良県の方としてはこうやっていこうとか、というような事が方向性が協議されるというような事を、今の段階ではその程度ですけれども、聞いております。

里川委員　　また今後も色々検討を加えていただきまして、せっかく斑鳩町がやってきた予防に力を入れ、多くの町民の皆さんに健康寿命を延ばしていただくという事、ほんとにそういう考えでやってきたという事を重視していただいて、また取り組み、色々ご協議いただきたいというように思っております。

引き続きその他のことで質問をさせていただきたいと思います。3つほどお聞きしたい事があるんですが、まず1つ目としては、国民年金の免除申請などが不正に行われていたという件、近畿圏でもかなり大きな件数が出ておりましたが、当初奈良県は出てなかったんですが、いよいよ奈良県でも一定の件数が出てきたと思うんですけれどもね、奈良県の状況そしてまた当町にはそういった関与があるのかどうかという辺について、たぶん担当課の方ももう掴んでいただいていると思いますので、委員会の方で明らかにご説明の方していただきたいという風に思います。

健康推進課長　　いわゆる不適切な国民年金の保険料の免除手続きという事で、全国から色々状況が出てきておりますが、その中で奈良県の状況でございますが、現在の状況です。奈良県内には3つの社会保険事務所があるんですけれども、その中で不適切な免除処理が行われたのは、奈良社会保険事務所の一事務所でございます。この奈良社会保険事務所と言います

のは、奈良市、大和郡山市、生駒市、生駒郡の全部で7市町を管轄する部署でありまして、この奈良社会保険事務所で334件の不適切処理があったという事です。不適切だったという内容でありますけれども、大きく分けて二つ、1つ目は、免除の申請書がありませんで、被保険者の意思を確認しないまま、免除の承認処理を先行して行ってしまったという件が234件、いわゆる先行処理というものが234件。そのうちその後、申請書を後になって受けたもの、これが67件、申請書を受け取ることができなかつたものは残りの167件という事です。申請書を受けた者については、その後免除処理をして、本人に免除通知を送った、承認通知を送ったという事ですが、免除申請書を受け取ることが出来なかつた167件については、免除承認を取り消したという事を聞いております。もう一点の不正内容ですけれども、電話などで免除の申請意思を本人に確認はしたけれども、社会保険事務所の職員が申請書を代筆したという事例です。いわゆる申請代行と言いますが、そういうものです。これが100件、合わせて334件という事です。これにつきましても、申請書を今からでも出していただくようにという事で、社会保険事務所が一軒一軒訪問して廻ってるという事です。これら、不適切な免除手続きの対象となった中に斑鳩町の被保険者はおられません。全て奈良市と大和郡山市の被保険者が対象であったという風に、奈良社会保険事務局の方からは説明を聞いております。以上です。

里川委員 結構です。今後もこれらの処理が県が直接やっていただくという事で、色々国民年金の窓口処理の内容がこれまでに変わってきた経過もございましたけれども、今でも免除申請などは町の方でも出来る事務ですのでね、これらはやっぱりきちっと確実にやっていただくというのが本来だろうと思いますので、当町におかれても、こういう申請があった場合、適切に対応していただきたいという事で、お願いしときたいと思います。

そして引き続きましてもう一点、実は6月11日の日曜日、コミュニティバスの出来事だったんですが、西の山、チサンマンションのあるあ

の方面の方が、いきいきの里へよく行かれてまして、おばあちゃんは要介護4の認定を受けておられるんですけども、これまで何とかコミュニティバスに乗せていきいきの里へも行き、おばあちゃんができるだけ外へ出れるようにという事で娘さんがやってこられたんですけども、当日は何度も乗ってるんですけども、実は時間がぎりぎりになったという事で娘さんが慌てておられて、何か物を手に持っていたので、おばあちゃんをうまくコミュニティバスに乗せきれなかったという事で、運転手さんの方からも走行中危険な事もあるし、介護タクシーでも使ってくれはったらどうですか、と言われてその方も引き下がって、その日はコミュニティバスに乗らずに歩いて散歩に、他の場所に出かけられたという事を早速その日の夜にお電話いただきまして、ただ、ご本人は別にコミュニティバスを断られたこと自体、自分ももたもたしてたし、おばあちゃんも介護度高いですから、おばあちゃんの体もかなり足元不自由なんです。ですからそのこと自体に腹を立てるとか怒ってるという事ではないんですが、その方が斑鳩町の今後の課題としてですね、そういった介護保険の制度の改正もありました、予防をやっぴり大事にしていこうと、介護保険でもね。そういう事であれば、そしてまた年いかれたかたの引きこもりなどの問題も最近出てきてますし、そんな中でやっぴり外へ出て行く手段が、介護タクシーでは目的が狭められて、きちっとした目的がなければ介護タクシーも使えないという状況の中でね、今後、検討課題として挙げていただけないかという事だったんです。私自身もせっかく駅舎改築につきましても、町民のいろんなご意見いただいた中で何とか斑鳩町が多額の資金を出して、改築も進めてバリアフリー化を進めてます。そしてまた今後は、総合福祉会館も建設していこうと、その場所へもより多くの方に来ていただくという中で、予防を重視する、今の介護度をそれより重くならないようにしようという事であれば、このお電話いただいた方などのように、やはり介助が必要であっても、ご家族が介助して出来るだけ時間があれば外へ出て行こうとされる事についてね、町がやっぴりどのような考え方をもってこれからの高齢化社会に向けてたっぴいけんのかなと、どんな姿勢をもってやっぴいけんのか

かなというのをね、すごく一報お電話いただいてから私もずっと考えてきたんですが、まだ時間もありますのでね、総合福祉会館も建設され駅も完成するという事もあって、やっぱりコミュニティバスせっかく走らせていただけてますし、何かいい方法がないか、今後の課題として考えていただけたらなという風に思っているところなんです、いかがでしょうか。

町 長

里川委員のおっしゃっているように、コミュニティバスそのものが乗れる、乗れない問題よりも、介護されてる方がたまたま荷物があって乗れない、運転手の方が介護タクシーもありますよという話をされた中ですけれども、私はやっぱりいつも通常乗ってはるわけですから、やっぱりそういう点については、運転手が介添えをすとかいう事も大事であると思います。ただやっぱり問題は、やっぱり里川委員おっしゃるようにJR法隆寺駅も立派なものが出てきますよと、バリアフリーになりますよと、私はバリアフリーというのは、全てが皆さん方が、私は健常者の者がやっぱり階段を上らないかと、ただやっぱり問題は、本当に困ってる方がほんとに親身に、そしたらできるだけ多くの心ある人が介護してやる事が一番大事であると、それが私は何か、欠けてる。たまたま電車乗ったらですね、よく階段でもエレベーター、エスカレーターありますやないかと、ほっとくその気持ちですね。皆さん方4人でぱっと階段でもかいて上がったると、いや、駅員にベル押したら来よりまんねん、そんな事よりもやっぱり何か日本の国はそういうものが出来てきたら出来てきたで、何でもバリアフリーやバリアフリーと言うけれども、心がどこかにいってしまってるような感じが私はどうも今最近、つくづくそう思うんですけれども。やっぱり私は駅が出来たから、エレベーター出来たから、そしたらこの間でもおっしゃるのは、行きはエレベーター行きますけども帰りあらしまへんやんか、あんなんあきまへんど。しかしやっぱり上へ行ったかて、下るとこは階段もあんねからね、やっぱりそういう事をしていかんと、全てが上下が必ずあるという事にもならないわけですから。やっぱりそういう事を踏まえてお互いに助け合う努力

をしていく事も、何か私は最近、人間の心というのは、助け合う心がなくなってきたような感じ、ほっといたかって皆さん方が自分ですと、構わんといてということで、何か疎遠になってきてる。そして何か起こったら皆さん方ボランティア、ボランティアと言ってやったら、そこで通学あるいは下校の時立ってたらですね、腕章をなんであんな人に渡すんとか、人間でけんかをしたり、そしていろんな問題を起こすという事よりも、やっぱりみんなが気持ちよく、そういう事で日頃から、あこに立ってくれてはるなど、あの人やってくれてはるわと、こんな事できないけど有難いなという感謝の気持ちを持っていただくと、私はそういうボランティアというのは育っていかないし、心というのはなかなか育ってこないだろうと思います。今、里川委員おっしゃるように、コミュニティバスの関係等についても、この方は要介護4ですけども、やっぱりそうして日常、やっぱりいきいきの里にも連れてやろうという心、そしてそういう荷物があったから乗れなかった、運転手がたまたま移動タクシーありますよという事をおっしゃったけども、時間がちょっとでもあれば乗せてやって、という事をしていくことも大事であろうと思います。今後、やっぱりそういう点の、やっぱりこれから教育というのかしつけ等ですね、やっぱり皆がしていくことによって、そういう事が守っていけるのではないかなと思っておりますし、お互いにやっぱりそういう気持ちを絶やさない、やっぱり福祉というのは気持ちというのか、ちょっとしてもらった事が喜びになり、ちょっととがされた事が腹立つという、人間がそうなって参りまして、そのことをやっぱり無くしていくことが一番大事であろうと考えております。これもやっぱり皆さん方が職員、私は斑鳩の町の職員の方々には積極的に努力をしていただけるなどと思っておりますけども、なお一層そういう事についてもまたこれから申し上げて参りたいと思います。

里川委員 町長の方も今後も考えていきたいと言っていただきましたので、私もより多くの方がどうすれば利用してもらえるか、せっかく走ってますバス、そしてまたせっかくある公共施設に出向いていただきたい、そうい

う思いもあります。ボランティアの方がうまくこういう事業、お手伝いしましょとか言っていただけたらいいのかなとか、いろんな事考えてますけれども、今後の課題として受け止めといていただけたらありがたいなという風に思っております。

あともう一点なんです、実は私、町内の方から相談を受けた件なんです、あくなみ苑の方に入所されておられた73歳の方が3月31日に食事による事故が発生したと、その奥さんがおっしゃっているんですが、それで救急で青藍病院の方に運ばれた、電話があつてすぐ青藍病院の方行つたけれども、非常にけいれんを起こしてるような状態であつたと、そういう問題があつて、その後の病院の問題もあるんですけれども、とりあえずその話を私はお聞きして、相談にのつてるんですが、ただ、この話の時に、私は一部事務組合で行っているこの事業に関して、こういう事が斑鳩町の方で問題が起こつたと、こういう時にはね、町というのは一体どのような関与の仕方があるのか、また一部事務組合でのこういう状況などというのは、説明などについても、担当のと言うのか、住民さんのお住まいの行政区の担当課などはこういう報告とかをもらつてはんのかね、こういうところの繋がり具合がよくわからないものですから、こういう事例があつた事について、町の方は知っておられるのかどうか、また町としてはどのような関与の仕方が、ここで出来るのかという事について、お尋ねだけしておきたいなという風に思います。

町 長

この件に関しましては、6月のこの間の一般質問でも出てまいりまして、私の方はそういう関係等については聞いております。書面も来ております。ただ、広域7ヶ町で運営してます関係等については、管理者は三郷町の秋田新平町長でございますし、副管理者につきましては安堵町の島田町長さんの方でございます。いずれにいたしましても、今広域7ヶ町の宝山寺のそういう施設のところに委託をされております、そこから苑長が来ておりますから、当然7ヶ町の中でそういう資金的な関係等についてやっておりますけど、責任としては全て宝山寺の関係のところにして

すから、報告は受けますものの、我々としてどうしたらいいのか、という事にはならない。ただ年に2回の委員会、広域圏の協議会が決算と3月の予算とございますから、そういうところの中にも報告はあると思えますけれども、今現在書面でいただいておりますけど、実情やっぱり一番問題になるのは医療過誤というのか、そういう事起こったら、あんばいあったら何もないんですけども、起こった時について、そうしたけいれんも起こってる、ついてる方々がそんなんしたらあかんがなと言うてるけども、そしたらそこで検査をして、とにかくやってちゃんとしたら、よかったかどうか知りませんが、やっぱり患者は患者で、もうすぐせんないかんという事でやってしまった、そしてそれが合わなかったとか、よく最近はやっぱり点滴でも体によって合わないとかありますから、湿疹が出たりという事もございますから、よっぽど注意せんないかん。ただ何か今、急かされるというのか、昔はもう病院へ行ったら検査をして一週間、先生もうそんなん分かってるから、胃が悪いねんから胃を早く処置してくれたらええがなと言うたかて、一週間何か検査をしてそれからぼちぼち手当をしようか手術をしようかと、こっちの家族の者とか付き添いの者はいらいらしながら、また朝から注射行かんなんとか、採血せんなんとか色々ありますけれども、その辺が今何か、医療と我々の患者の問題とですね、すぐやってくれはったらいい感じやし、待たされたらかなんしという、今そういう事もございますから、よっぽど慎重にかかっていかんとね、こういう問題については、かなりそういう点については、ご家族の方がご心配されてますこと事実、我々としては受け止めていかなければならないと思えます。そういう点については、十分。所長も替わったんです、昨年、赤井という所長から今度もう赤井さんが辞められて、高田という所長が来られて、そういう事で色々対応もございます。私も昨年ちょっとあこの夏祭りに参加をして、色々苑長とも話をしてたんですけども、前の苑長とはえらい違うなというような感じもいたしますけれども、いずれにしたかてやっぱり向こうにやっておりますから、最終的には我々としては話をしながら経過を聞きながら対応して参りたいと思っております。

里川委員 だいたいその、町としては受け止め方というのは分かりました。年に2回会議、町長も出られるんだろうと思いますが、やはりもともと、痴呆性の方もかなりいらっしゃるという事です。そういう事故などについては、あらかじめ想定をする中で、やはり介護の方にもあたっていただきたい、十分注意をしていただきたい。現場としても注意をしていただいていると思うんですけども、色々介護保険などの制度が改正され、そういう報酬などの改正され、現場などもひょっとしたら大変な状況もあるのかもしれない。けれどもやはり、斑鳩町はもちろんの事、7町の住民の方々がご利用なさっていて、やっぱりそういう事故などが起こったという事を聞けば、私たちも心穏やかではございませんのでね、やはりその辺については十分また会議の時に、ご注意をしていただくようお願いをしておきたいと思います。以上です。

委員長 私の方から一つお尋ね致します。

6月16日の新聞でですね、アスベストの件で、3月施行された新法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構は15日までに、中皮種で亡くなった70人の遺族に対し、特別弔慰金と埋葬料の支給を決めた。県からは今回2人が認定を受け、県に更に認定を受けた2人と併せて4人となったと出てたんですが、この県のですね、2人についてわかる範囲で教えてもらえますか。

住民生活 確かに今、委員長の方からご質問ありましたような、6月16日に新聞報道もされてるわけですが、実態として、どこの方というところまでの情報の入手というのは出来ておらないということでご理解の程お願いしたいと思います。

委員長 それでは後で結構なので、調べてわかりましたらお知らせください。他にないようですので、これをもって終わります。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、

当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願い計らいをよろしくお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆さんお疲れさまでした。

(午前11時05分 閉会)

